

平成29年度天然ガス自動車用燃料供給施設等助成事業 実施要領

平成29年5月
(公社)全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

貨物自動車の低炭素化及び代替燃料の活用を推進するため、天然ガス自動車用燃料供給施設等の拡充を図る。

2. 予算額

50百万円

3. 助成対象施設等

次の(1)～(2)のうち、交付要綱第3条第2項別表に定める経費

- (1) 天然ガス自動車用急速充填設備
- (2) 天然ガス自動車用昇圧供給装置

4. 助成額

(1) 新設

助成対象経費に係る費用の1/2以内(上限4千万円)

(2) 増設及び改造

助成対象経費に係る費用の1/2以内(上限1千万円)

5. 申請者

平成29年度内に燃料供給施設等を設置する者であって、次の(1)～(3)に該当する者とします。

- (1) 都道府県トラック協会
- (2) 都道府県トラック協会に所属する会員事業者であって、当該所属協会からの推薦を受けた者
- (3) 都道府県トラック協会に所属する会員事業者が主体で構成された団体等であって、都道府県トラック協会からの推薦を受けた者

なお、助成対象となる燃料供給施設は、当該申請者のためのみに利用されるものであってはならない。

6. 交付申請について

所定の様式に従って作成した申請書類を期日までに全ト協に提出してください。

7. 交付決定について

助成金交付申請書及び添付書類に基づき、書類審査を行い、交付決定いたします。その結果については、申請者に通知いたします。

なお、申請受付期間内に予算を超える申請があった場合には、助成率を一定割合で調整することがあります。

8. 事業の着手について

- (1) 事業の実施にあたって、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を原則として3社以上の競争入札又は見積比較により実施してください。
- (2) 交付決定日以前に申請者の自己責任で準備等行うことは妨げません。

9. 助成対象経費の支払いについて

原則として手形による経費の支払いは認められません。

10. 実績報告及び助成金額の確定について

- (1) 事業が完了したとき（設置工事、助成対象経費全額の支払いの両方が完了した時点）は、事業完了の日から30日以内または平成30年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を全ト協あてに提出してください。
- (2) 実績報告書の受理後、書類の審査及び現地調査を行い、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、通知します。

11. 助成金の支払いについて

助成金の額の確定後、精算払請求書を全ト協に提出してください。精算払請求書の受領後、助成金を交付します。

12. 財産の管理について

- (1) 事業完了後においても、助成事業者は、助成事業により取得し又は効用の増加した資産（以下「取得財産等」という。）について法定耐用年数の間、助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ全ト協の承認を受けなければなりません。

13. 事業終了後の報告について

事業終了後、3年間は助成事業により取得した設備等の稼働状況等を全ト協に報告しなければなりません。

14. 申請受付期間

平成29年6月1日～平成29年8月31日

※受付状況により、これ以降も申請受付を行うことがあります。

15. 提出資料

提出書類の書式については、全ト協までお問い合わせください。

16. 書類提出先・お問い合わせ先

東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館5階

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

TEL：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019